

島根大学医学部において見学する者に関する申合せ

- 1 本学部において、見学を希望する者（以下「見学希望者」という。）の受入れについては、この申合せによるものとする。
- 2 学部長（医学部附属病院にあつては病院長）は、見学希望者に対し、該当の講座又は学科目の教授若しくは診療科長又は中央診療施設等の部長が適当と認め、かつ、支障がない場合に限り、見学を許可することができる。
- 3 見学することができる者は、教育、研究又は医療機関の職員又は学生で、かつ、所属長の紹介状がある者とする。
- 4 見学の期間は、1月以内とする。
- 5 見学希望者は、所定の願書により、学部長（医学部附属病院にあつては病院長）に願い出るものとする。
- 6 見学する者は、当該講座又は学科目の教授若しくは診療科長又は中央診療施設等の部長の指示に従わなければならない。もし、これに違反したときは、学部長又は病院長は、見学の許可を取り消すことがある。

見学許可願書

令和 年 月 日

島根大学医学部（附属病院）長 殿

現住所

ふりがな

氏名

印

生年月日 年 月 日生 男・女

貴学部（病院）において、下記のとおり見学を希望しますので許可くださるようお願いします。

記

見学の目的

見学の期間

承諾書

上記の者を、見学する者として受け入れることを承諾します。

令和 年 月 日

職名

氏名

印